

保 護 者 様

食物アレルギーのあるお子さんへの対応について

苫小牧市健康こども部こども育成課

市内認可保育園では、食物アレルギーによる特別な食品の除去を必要とするお子さんに対し、可能な範囲で除去食を提供しています。

通常献立調理と併行して除去食の調理を行うため限界もあり、除去食については保護者の方と保育園が、共に協力して取り組んでいきたいと考えています。

食物アレルギー対応として保育園でも除去食が必要なお子さんについては、食物アレルギー申請書等必要書類をそろえて保育園に申し出てください。

～ 保 育 園 で の 除 去 食 対 応 ～

1. 除去食については、明らかな食物アレルギーを有するお子さんについて対応します。
家庭で除去を行っている事が前提であり、予防のための除去食はお受けできません。
2. 食物アレルギーに関する提出書類は、下記の3点です。
 - ・ 食物アレルギー疾患用生活管理指導表(保育園用)
又は 除去食の依頼書（検査結果票添付）
 - ・ 食物アレルギー除去食確認票
 - ・ 食物アレルギー申請書
3. 除去食の具体的な内容については、食物アレルギー疾患用生活管理指導表(保育園用)を提出していただき、医師の指示に基づいて対応可能な範囲で行います。
その際、医師と除去すべき具体的な食品を確認し、聞き取りした内容を**保護者の方**が食物アレルギー除去確認票へ記入してください。
※ 保育園食物アレルギー児用の診断書として、食物アレルギー疾患用生活管理指導表(保育園用)をお渡しいたしますが、除去の程度・食事指示量などを明記されていれば、医師の所定の様式でもかまいません。
4. 除去する食品が多種類にわたる場合や症状が重い場合は、対応できない場合もあります。お弁当の持参をお願いする事もあります。
5. 乳幼児期では、給食で同じ献立をみんなと一緒に食べる喜びや楽しさを味わうことも大切です。
医師の指示により原因食品（アレルゲン）の除去が解除された場合には、保育園から食物アレルギー解除申請書をもらい提出してください。

※年1回程度の
更新が必要です